

瑞穂町福祉施設等における新型コロナウイルス感染症患者の発生情報の公表方針

〔令和4年2月10日〕
町 長 決 定

瑞穂町福祉施設等における新型コロナウイルス感染症患者の発生情報の公表方針を次のように定める。

1 公表の目的

住民に基本的感染予防策の励行を促すこと、及び住民に影響の大きい事案の正確な情報を伝達することを目的とする。

2 公表の情報

次に例示する特に住民生活に影響を与える感染事例に限り公表する。

この場合において、住民に冷静な行動、人権擁護について同時に呼び掛ける。

- ① 施設の所属者・利用者に患者が同時期に概ね5人以上発生した場合
- ② 複数年齢の集団で、休所・休館となる場合
- ③ 施設の全面休所・休館となる場合
- ④ これらに準ずる影響があり、町長が公表を要する認める場合

3 公表方法

町ホームページ内に掲載する。ただし、事案の規模により、メール配信サービス等を活用することがある。

4 町立学校・町職員に関する公表の取扱い

- (1) 町立学校に関する患者の発生情報の公表は、この方針と順次整合させる。
- (2) 町職員に関する患者の発生情報の公表は、不特定の者が来庁することから、従前の公表方法を継続する。

5 この方針の見直し

この方針は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況の変化に応じて、随時見直す。